

厚真町

「地産地防」エネルギー6次産業化プロジェクト
第2期工事 事業者募集要項

令和3年2月

厚真町

目 次

1. 案件名	- 1 -
2. 目的	- 1 -
3. 公募方法	- 1 -
4. 事業の概要	- 1 -
(1) 事業内容	- 1 -
(2) 業務の範囲	- 1 -
(3) 履行期間	- 1 -
(4) 事業費：自由提案（税込）	- 1 -
5. 応募資格	- 2 -
6. 提案内容	- 2 -
(1) 技術提案	- 2 -
(2) 事業遂行能力（実施体制、提案中で専門知識を生かしたポイント等）	- 2 -
(3) その他	- 2 -
7. スケジュール	- 2 -
8. 質問及び回答	- 3 -
(1) 提出書類	- 3 -
(2) 受付期間	- 3 -
(3) 提出方法	- 3 -
(4) 提出先	- 3 -
(5) 質問及び回答の公表	- 3 -
9. 現地説明会	- 3 -
10. 参加意思表明書の提出	- 4 -
11. 企画提案書類の提出	- 4 -
(1) 受付期間	- 4 -
(2) 提出書類	- 4 -
(3) 提出部数	- 5 -
(4) 提出方法	- 5 -
(5) 提出先	- 5 -
12. 事業実施予定者の選定、通知	- 5 -
(1) プレゼンテーション及びヒアリング	- 5 -
(2) 評価	- 5 -
(3) 選定結果の通知	- 6 -
13. その他	- 6 -
(1) 町からの提示書類、資料の取扱い	- 6 -
(2) 事業において使用する言語等	- 6 -
(3) 企画提案に係る費用負担	- 6 -
(4) 失格事由	- 6 -
(5) 企画提案書類の取扱い	- 6 -

厚真町「地産地防」エネルギー6次産業化プロジェクト第2期工事事業者募集要項

1. 案件名

厚真町「地産地防」エネルギー6次産業化プロジェクト第2期工事関連設備導入事業

2. 目的

厚真町の中核的な公共施設に再生可能エネルギー等の設備を導入することにより、町有施設の平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の利用可能なエネルギーを確保する。その際、太陽光発電、大型の蓄電池等を組み合わせ、平常時にも災害時にも活用できる設備とする。

本事業を執行するためには、専門的な知識と確実な執行体制の確立が必要不可欠であることから、豊富な経験と高い事業実行能力を有する事業者から、事業の内容について提案を受けることで事業の充実を図ることが必要と見込まれる。そこで、本事業を実施する事業者を広く公募し、一定の基準で評価選定する企画提案方式（プロポーザル方式）により、事業者を選定することとする。

3. 公募方法

企画提案方式（プロポーザル方式）

4. 事業の概要

町有施設における太陽光発電設備、蓄電池及び附帯設備（以下、「設備」という）の導入事業の概要は以下のとおりである。

（1） 事業内容

- ア) 事業者は、事業予定場所（別紙-1、表 1. を参照）に対し構造調査、設備容量検討及び現地調査を行う。
- イ) 事業者は設備設置が予定されている施設に対する使用許可を受け、提案をもとに設計・施工した設備を導入すること。
- ウ) 導入については令和2年度から令和4年度までの3カ年を想定して公募を行うものである。

（2） 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- ア) 候補施設についての構造調査、設備容量検討及び現地調査
- イ) 設備の実施設計・工事・工事監理業務及びその関連業務
- ウ) 工事に関連するその手続き業務及びその関連業務
※学校施設周辺では、大きな音の出る工事は土日祝日や夏休み等を中心に行うなど配慮すること。

（3） 履行期間

契約日の翌日（土日祝日を除く）より令和5年2月28日まで（予定）

（4） 事業費：自由提案（税込）

5. 応募資格

事業者は、次の資格要件をすべて満たさなければならない。なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を町が求める場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚真町から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (5) 厚真町契約等に係る暴力団等の排除措置要綱（平成25年1月1日施行）に該当しない者であること。
- (6) 本事業に類する事業を過去3年間に実施したことが有る者。
※本事業に類する事業であるか自ら判断出来ない場合、事前に下記（7. 質問書の受付及び回答）の手順に従って、質問書により確認してください。
- (7) 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めることができること。
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - ・ エネルギー管理士又は技術士（電気・電子部門）又は電気主任技術者（第3種以上）

6. 提案内容

提案は、次の項目について行うこと。

- (1) 技術提案
技術提案は、以下を必須事項として含めること。
 - ・ 別紙-1に示す太陽光発電設備容量及び蓄電池設備容量他要件を満足した設備計画を提示すること。
- (2) 事業遂行能力（実施体制、提案中で専門知識を生かしたポイント等）
本事業の実施する要員について、資格、経験等を記入すること。また、要員の資格を証明する書類を添付すること。
- (3) その他
下請け業者又は協力事業者の選定に当たっては、町内業者を優先して選定することとし、提案においては事業者が行う業務における町内業者の活用について記載すること。

7. スケジュール

スケジュールは、表1のとおりとする。

書類等の交付や受付等については、土曜日、日曜日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

表 1. スケジュール

日程	内容
令和3年 2月22日(月)	募集要項公表
2月22日(月)～3月1日(月) 正午	質問受付(様式1)、メールで回答
2月26日(金) 午前中	現地説明会
2月22日(月)～3月3日(水) 正午	参加意思表明書提出(様式2)
3月8日(月) 予定	応募資格の審査結果通知
2月22日(月)～3月19日(金) 正午	企画提案書類の受付(様式3、4)
3月22日(月) ※予定	プレゼンテーション及びヒアリング
決定次第	選定結果の通知

8. 質問及び回答

募集要項の内容についての質問は、書面により以下のとおり受け付ける。また、面談による質問も質問受付期間中随時対応するが、面談の際に行った質問についても書面で提出すること。なお、面談の際は事前に面談日を町と調整すること。

(1) 提出書類

質問書(様式1)

(2) 受付期間

募集要項公表開始後から令和3年3月1日(月) 正午まで

(3) 提出方法

電子メール

※件名を「厚真町「地産地防」6次産業化プロジェクト第2期工事業業者募集要項に関する質問」とすること。

また、到達確認の電話をすること。

(4) 提出先

厚真町産業経済課経済グループ

電子メールアドレス keizai@town.atsuma.lg.jp

電話番号 0145-27-2486

(5) 質問及び回答の公表

質問を受け付け次第、順次メールにて回答をする。回答は参加意思表明書を提出した全事業者にメールにて送信する。

9. 現地説明会

(1) 日時

2月26日(金) 9:00から

(2) 集合場所

厚真町総合福祉センター

(3) 参加意思表明

2月25日(木)正午までに下記の電子メールアドレスまでに、件名【現地説明会参加希望】と記した上で、本文中に「会社名」、「参加予定者の所属と氏名」、「当日連絡が可能な電話番号」を記載し申し込むこと。

(4) 提出先

厚真町産業経済課経済グループ

電子メールアドレス keizai@town.atsuma.lg.jp

電話番号 0145-27-2486

10. 参加意思表明書の提出

(1) 提出書類

参加意思表明書(様式2)

※なお、現在厚真町の競争入札参加資格審査(以下、審査、という。)を受けていない事業者は、参加意思表明書の提出に併せて審査の申請に必要な書類を提出すること。必要書類は町のホームページを参照すること。

(2) 受付期間

募集要項公表開始後から令和3年3月3日(水)正午まで

(3) 提出方法

持参もしくは郵送により提出(電子メール、ファクシミリ等の方法で提出された書類については、受け付けない。)

(4) 提出先

厚真町産業経済課経済グループ

電子メールアドレス keizai@town.atsuma.lg.jp

電話番号 0145-27-2486

11. 企画提案書類の提出

(1) 受付期間

令和3年2月22日(金)から令和3年3月19日(金)まで

(2) 提出書類

下記ア～コからなる企画提案書類。

ア) 企画提案書(様式3)

イ) 提案内容(様式は問わない。作成にあたっては「6. 提案内容」を参照。)

ウ) 事業実施体制図(代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したもの。図には資格所有者を記載し、資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付すること。)

エ) 類似業務履行実績(2件)(契約書及び仕様書の写し)

オ) 誓約書(様式4)

カ) 事業報告書(直近事業年度)(事業内容が分かるカタログやパンフレット等でも可)

キ) 法人登記事項証明書(原本)(履歴事項全部証明書:3か月以内のもの)

ク) 決算書(直近3年分)

ケ) 納税証明書(原本)(3か月以内のもの)

※営業所等が企画提案書類を提出する場合は、本店の納税証明書も提出すること。

- (ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
 - (イ) 法人都道府県民税の納税証明書
 - (ウ) 法人市町村民税の納税証明書
- (3) 提出部数
- ア) 上記(2)の書類 正本1部、副本1部(写し可)
 - ※原則としてA4判にして1部ごとにファイルにとじ、提出すること。
 - イ) 上記(2)のデータを保存した電子媒体(CD-R) 1部
 - ウ) 上記(2)の「イ 提案内容」の写し7部
 - ※事業者の社名が記名されている場合は無記名とすること。
- (4) 提出方法
- 持参もしくは郵送により提出(電子メール、ファクシミリ等の方法で提出された書類については、受け付けない。)
- (5) 提出先
- 〒059-1692
 北海道勇払郡厚真町京町120番地
 厚真町産業経済課経済グループ

12. 事業実施予定者の選定、通知

- (1) プレゼンテーション及びヒアリング
- 町は応募資格要件について書類審査を行い、全ての事業者に対し、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを以下のとおり行う。また、プレゼンテーション及びヒアリングに際しては事前に書面により事業者質問を行うことがあるので、その際は書面により回答すること。
- 日時・場所(予定) 3月22日(月) 時間及び場所については別途通知する。
 ※1事業者あたり説明20分、質疑応答20分程度を想定
- (2) 評価
- 企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングについて、表2に示す評価基準に基づいて提案内容を審査する。

表2. 評価基準

企画提案を評価する基準は、概ね次表のとおりである。

評価項目	評価内容
技術提案	① 技術提案に具体性・妥当性があるか。(設備構成に具体的な提案があるか。)
	② トータルの設備容量が大きく、それらの設備を速やかに設置する計画か。
	③ 独自提案は実現可能性が高く、また災害時の電力の強靱化に資する提案になっているか。

事業遂行能力	① 期日までに設備導入工事を完了させ、運転を開始するスケジュールとなっているか。なお、事業資金計画において補助金を活用する場合には、補助金要綱等で規定される期日までに業務を確実に完了するスケジュールとなっているか。
	② 実施体制、緊急時の対応体制は整っているか。また、安全管理体制は整っているか（児童、生徒、学校生活全般に対する安全面や近隣住民に対する配慮はあるか）。
	③ 類似の業務履行実績及び専門的な知見・知識を有しており、それらを活かした提案がなされているか。
その他	町内業者の活用への配慮がなされているか。

(3) 選定結果の通知

町は、すべての事業者に対し書面により結果を通知するものとする。また、募集情報のホームページにおいて結果を公表する。

13. その他

(1) 町からの提示書類、資料の取扱い

町が提示する書類及び資料は応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(2) 事業において使用する言語等

事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(3) 企画提案に係る費用負担

企画提案に要する費用については、すべて事業者の負担とする。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア) 企画提案書類に虚偽の記載をした者

イ) 応募資格要件に適合していない者

ウ) 提出期限までに所定の書類を提出しない者

(5) 企画提案書類の取扱い

事業に関する企画提案書類の著作権は、事業者に帰属する。また、提出された書類は、事業の選定に係る公表以外に町は事業者に無断で使用しない。なお、提出された書類は、返却しない。

【担当窓口】

〒059-1692

北海道勇払郡厚真町京町120番地

厚真町産業経済課経済グループ

電話：0145-27-2486

FAX：0145-27-3944

E-mail keizai@town.atsuma.lg.jp